

平成 23 年度「臨床心理分野専門職大学院認証評価」
認 証 評 価 報 告 書

< 抜 粋 >

平成 24(2012)年 3 月 27 日
財団法人日本臨床心理士資格認定協会

Ⅱ 申請大学院に対する認証評価の結果

帝塚山学院大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果

1 認証評価の結果

帝塚山学院大学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

2 総評

帝塚山学院大学の臨床心理分野の学部や大学院が、わが国の心理臨床の教育・研究、実践において果たしてきた役割は極めて大きいものがある。

平成 17 年 4 月に九州大学に臨床心理分野の専門職大学院が初めて設置されたが、それに対して帝塚山学院大学大学院は、平成 19 年 4 月に私学における最初の専門職大学院として、他の 1 校とともに設置が認可された。以来、教育課程、入学試験、教員組織、学生支援などの実践を重ねて、多くのデータを蓄積し、専門職大学院（学位課程）としての重要な役割を果たしてきた。とりわけ、教育・医療・福祉・産業領域等において 50 を超える臨床心理実習機関が用意され、学生の外部実習の機会が十分に提供されていることは特筆に値する。すでにその教育効果は修了生による評価にも反映されているが、専門家集団による教員組織のさらなる充実があれば、専門職大学院のモデルとして一層の発展が期待できる。

今回の認証評価では、主として判定評価チームが「自己点検評価報告書」、「大学院基礎データ」、「事前確認事項回答書」などの書類審査を行い、加えて帝塚山学院大学大学院のヒアリングと訪問調査を重ね、慎重に作業を進めてきた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、帝塚山学院大学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基本的な条件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。認証の期間は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

なお、「改善が望ましい点」は年次報告書において改善状況を記載していただきたい点であり、「要望事項」は、さらに充実した教育実践および教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。

3 章ごとの評価

第1章 教育目的

(1) 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

教育の理念や目的を十分理解して、計画的な指導を行い、高度専門職業人の養成に一定の成果をあげ、私学のモデル大学院として先駆的役割を果たしている。

(3) 第1章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成の基本理念や目的にそって教育が進められ、一定の成果をあげている。

(4) 根拠理由

【項目1-1 教育目的】

基準1-1-1

教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

当該大学院の教育目的は、『さまざまな「心の問題」に対して、高度な専門知識と豊かな心理臨床経験と実践力を備え、かつ倫理性を充分にわきまえた質の高い「臨床心理分野の高度専門職業人」の育成』と明示されている。具体的に、5つの資質を備えた人材の養成をあげ、そのための教育の内容と方法を積極的に展開している。

基準1-1-2

教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。

学生に対しては、募集要項や大学院案内パンフレット、学生要覧、入学後のオリエンテーションで、教職員には専攻会議やFD委員会の機会に周知を図り、社会に対しては大学院案内、ホームページ等で公表されている。

基準1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。

学生の単位取得状況は90%以上であり、「秀」と「優」の評価を合わせたパーセンテージがほぼ80%であり、学習の成果を示している。

臨床心理士の合格率は臨床心理士養成大学院の平均合格率を上回っているものの、80%を下回ることがあり、大学院側もこの点についての認識はあり、改善に向けた取り組みが始まっている。

(5) 要望事項

臨床心理士の合格率が常に専門職大学院の基準を超えるように継続的な取り組みが求められる。

第2章 教育課程

(1) 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

①教育課程が十分に機能しており、特に地域援助に関する心理臨床実践が充実している。

②事前・中間・事後の実習指導体制や大学院からのバックアップ（スーパーヴィジョン補助金の確保等）が充実している。

(3) 第2章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成の基本理念や目的にそって教育課程が配置され、教育方法も総合的に判断して適切なものである。

(4) 根拠理由

【項目2-1 教育内容】

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル1）。

臨床心理士養成において中心となる4つの枠組み（事例研究、査定学、地域援助学、面接学）を設定し、それを十分に満たす教育課程を構成している。とりわけ、地域社会との連携や他機関との協働を生かした地域援助実践を学ぶ教育課程が充実している。

基準2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

臨床心理学基本科目（臨床心理学基幹科目 10 科目）、臨床心理展開科目（臨床心理展開科目 11 科目）、臨床心理応用・隣接科目（臨床心理選択科目を含む特修科目 14 科目）が開講されており、臨床心理学基本科目及び臨床心理展開科目はすべて専任教員が担当している。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル 1）。

必修科目は 4 つの枠組み（事例研究、査定学、地域援助学、面接学）で構成された 42 単位、選択科目は 10 単位以上、計 52 単位を修得するようにしており、基準に適合している。開講単位数は 68 単位（平成 23 年度）、82 単位（平成 22 年度）で、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の内容が備えられており、理論及び実践のバランスがとれた教育課程となっている。

【項目 2-2 授業を行う学生数】

基準 2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル 1）。

科目別の受講者はおおむね 20 名前後で適切な規模での受講者数を維持しているが、受講者が 5 名以下の科目が 8 科目あり、適切な人数か否か検討が必要である。

【項目 2-3 授業の方法】

基準 2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

多彩な授業科目が開講されており、幅広い学習ができるように工夫されている。授業の方法としては、ディスカッション、発表に重点を置いた評価を行うことで双方向的な討論が活発に展開されるようにし、ロールプレイ、現場体験、事例研究等を中心に、複数教員の指導のもと具体的な問題解決に必要な臨床心理的専門性の修得を高める方法がとられている。

学外実習については、実習機関を4つの領域（教育、福祉、医療・保健、司法・矯正その他）にわたって63機関を確保しており（平成22年度）、学生の実習の機会を充実させている。「臨床心理地域援助学演習Ⅰ・Ⅱ」の中で、実習に関する事前指導も十分に行われている。

授業の内容や方法、評価基準などは、シラバスやガイダンス等で説明し、ホームページ上に公開して学生に周知させている。

学生の自習については、設備が十分に整備されており、自習時間を考慮した時間割を工夫するとともに、シラバスに自習すべき事項の指示が具体的になされ、学生の自習指導が行われている。

【項目 2-4 履修科目登録単位数の上限】

基準 2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として38単位が上限とされていること（レベル1）。

キャップ制により、学生が1年間に履修できる単位数は38単位が上限として決められている。

(5) 要望事項

- ①人材養成の目的に照らして、発達障害や精神薬理学、産業心理学といった臨床心理実

践に関する科目を整備し、充実させることが望ましい。

②精神医学や心身医学といった医療関連科目の受講者がやや少ないが、これらは臨床心理実践の重要な一分野でもあるので、理論的基礎を学ぶ機会をさらに充実させることが望ましい。

③シラバスの記載にばらつきが見られるため、専攻として統一し、内容を充実することが望まれる。

第3章 臨床心理実習

(1) 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

学外臨床心理実習では、「堺市こども電話相談」を含む多様な実習内容と時間数が設定され、さまざまな領域や施設の特徴、臨床心理士として求められる役割の違い等を学べる充実した実習体制が整備されている。毎回の実習ごとに教員がコメントや指導を行っており、実習成果を高めるためのきめ細やかな指導が行われている。

(3) 第3章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成の基本理念や目的にそって臨床心理実習が行われている。

(4) 根拠理由

【項目3-1 学内実習施設】

基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

学内実習施設には、個別面接室3室、集団面接室1室、遊戯療法室3室、カンファレンス室2室、待合室が整備されて充実している。集団療法室にはモニターが設置されており、ケースの指導に活用されている。

事務室には面接記録専用の鍵付き保管庫等の必要な備品があり、職員も配置されている。関係者以外の立ち入りは制限されており、同一建物内には障害者用トイレ等の設置もある。遊戯療法室内のセラピーマット、非常ベル、非常口、防犯用具など安全を確保するための基本的な対策がとられているが、室内の柱のカバーや窓の整備など、まだ不十分な点が認められる。

【項目3-2 学内臨床心理実習】

基準3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

学生は、学内実習施設で多様なケースに接する機会を得ている。すべての学生がインターク面接陪席とケース担当を行い、担当ケース数は一人当たり平均 3.7 ケースと十分な内容と時間が確保されている。倫理遵守やケースに関する指導は、週 1 回のケースカンファレンスだけでなく、各面接の前後に教員や臨床経験年数 10 年以上の臨床心理士有資格の非常勤相談員が行っており、責任のある指導体制となっている。

スーパーヴィジョンとしては、学内教員及び有資格非常勤相談員による個人スーパーヴィジョンのほか、グループスーパーヴィジョン、学外教員による個人スーパーヴィジョンがあり、学生が必要に応じて適切なスーパーヴィジョンを受けられる体制が整えられている。

【項目 3-3 学外実習施設】

基準 3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル 1）。

学外実習施設として、医療・保健領域では精神科病院、心療内科病院、小児科病院等 22 ヶ所、教育領域では小中学校の特別支援や適応指導、教育センター等 34 ヶ所、福祉領域では児童相談所、児童養護施設等 6 ヶ所、司法・矯正領域では青少年クリニック 1 ヶ所を確保している（平成 22 年度）。さらに「堺市子ども電話相談」を委託業務として行っており、幅広く充実した学外実習が行われている。

【項目 3-4 学外臨床心理実習】

基準 3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル 1）。

作成された手引きをもとに適切な指導が行われている。各領域をそれぞれ最低 45 時間の実習活動を目安とするなど、十分な内容、時間数が確保されている。各施設の担当者との連携も緊密に行われており、実習日程、人数、実習内容等について協議、調整し、実習計画を立てている。

実習中は、原則として毎回の実習レポートの提出、フォローアップ授業（修士 1 年生は週 1 回、修士 2 年生は隔週）への参加を課している。教員は実習レポートに毎回コメントしており、各学生の実習状況の十分な把握と適切な指導が行われている。

(5) 改善が望ましい点

遊戯療法室や面接室の安全管理に一層の配慮が望まれる。

(6) 要望事項

①面接記録、スーパーヴィジョン資料等、心理臨床活動にかかわる資料は、すべてセンターが一元的にかつ厳重に管理する体制を整えることが望まれる。

②ケース担当数、スーパーヴィジョンを受けている回数が少ない学生もいるため、一層の指導や配慮が望まれる。

③さらにきめ細やかな実習指導の充実を図るため、実習指導を担当する教員や教育補助者の拡充が望まれる。

第4章 学生の支援体制

(1) 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

遠隔地からの一人暮らし学生を対象としたドミトリースカラシップ制度、「帝塚山学院大学奨学基金」の新設予定など、充実した奨学金制度が整備されている。加えて、学外スーパーヴィジョンにかかる補助金制度が設けられており、専門性確保のための積極的な経済的支援が行われている。

(3) 第4章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、学生が安心して教育課程の履修に取り組める体制が整備されている。

(4) 根拠理由

【項目4-1 学習支援】

基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

修士1、2年生全員に対して年度当初のオリエンテーションを実施し、必修科目や選択科目の履修を指導している。学内外の実習については、別途履修オリエンテーションを実施し、教員からの履修指導に加えて上級生からの情報提供等も行うなど、十分な指導体制を整備している。

基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

学生に対して、主指導教員と副指導教員の2名の体制をとり、主指導教員は毎週時間を定めて相談、指導・助言が行える体制を整えている。教員からの助言・指導を行うためのカンファレンスルーム、学生同士が互いにコミュニケーションを図るための談話室が学生用学習・研究室に近接して整備されている。

基準 4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

臨床心理士有資格の非常勤相談員が学内実習指導の補助者として置かれており、インタビュー面接、ケース面接の助言・指導に当たっている。修士2年生を1年生の演習科目のTAとして活用している。

基準 4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル1）。

社会人入学者に対しては、必要に応じて、大学学部で開講されている心理学基礎科目の履修指導、大学院授業の補講、オフィスアワーにおける指導を行い、基礎学力を補うための対策を講じている。

【項目 4-2 生活支援等】**基準 4-2-1**

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

日本学生支援機構の奨学金のほか、「ドミトリースカラシップ制度」等の複数の貸与・給付の奨学金制度があり、さらに「帝塚山学院奨学基金」の新設が計画されている。学外スーパーヴィジョンにかかる補助金も設けられており、教育課程の履修に専念できるよう努めている。学生生活支援についても、複数の相談窓口を設置し、支援体制を整備している。

【項目 4-3 障害のある学生に対する支援】**基準 4-3-1**

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル2）。

身体に障害のある受験者に対して、試験実施に関する具体的措置が決められている。各種教育施設は車いす使用が可能な施設・設備となっており、学習や生活上の支援体制の整備に努めている。

【項目 4-4 職業支援（キャリア支援）】

基準 4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

「就職ガイダンス講座」の実施、大学キャリアセンターによる求人情報の提供、修了生による就職体験説明会を行っている。教員は、修了生や修了生の就職先との連絡・連携を密にし、定期的に相談できる機会を確保するよう努めている。

（5）要望事項

- ①学外スーパーヴィジョンの一層の充実を図るため、補助金のさらなる整備が期待される。
- ②学生に対する個別の就職ガイダンスや相談の場を充実するなど、就職支援におけるさらなる工夫が望まれる。

第5章 成績評価及び修了認定

(1) 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の教育評価として厳正に評価されるよう努めている。また評価の方法と基準がシラバスに明示され、適切な修了判定が基準にそってなされている。

(4) 根拠理由

【項目5-1 成績評価】

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

成績評価は、大学院学則に則りその基準によって実施されている。

学生への周知は、学生要覧及びシラバスで行われており、成績評価の結果は必要な情報とともに学生へ告知されている。

基準5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル1）。

教育課程の一体性を損なわないために、他研究機関での成果に対する単位の認定は実施していない。

【項目 5-2 修了認定】

基準 5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- (2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目 16単位

イ 臨床心理展開科目 18単位

ウ 臨床心理応用・隣接科目 10単位

- (3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

修了要件はすべての基準を満たしている。すなわち、在籍年数及び修得単位数、臨床心理学基本科目、臨床心理展開科目、臨床心理応用・隣接科目のそれぞれの規定の単位数を踏まえ、専攻会議による総合的な判定が行われている。平成20年度15名、平成21年度20名が修了判定合格となっている。

(5) 要望事項

①評価が一定基準に達していない学生に対しては、なお一層の指導の改善が望まれる。

②事例研究統括レポートについては、内容、量、参考文献も含め、研究論文としての質が確保されるよう、より一層の指導が望まれる。

第6章 教育内容及び方法の改善措置

(1) 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、授業評価をFDの枠組みで行うなど、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

(4) 根拠理由

【項目6-1 教育内容及び方法の改善措置】

基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

FD委員会が月1回開催され、教育内容及び方法の改善のための研修・研究が組織的に実施されている。毎年、入学時、進級時、修了時にFDアンケート調査を行い、アンケート結果からあげられた問題について担当教員全員で検討し、次年度の授業改善に努めている。

基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル2）。

実務家教員と研究者教員が、臨床心理査定学実習、臨床心理面接学実習、臨床心理地域援助学演習・実習、臨床心理事例研究演習、総合的事例研究演習など多岐にわたって共同で授業を実施し、理論と実践の両側面を有機的に結びつける教育が行われている。また、実務家教員と研究者教員が臨床の場を共有している。

基準6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル1）。

学生による授業評価アンケートを学期ごとに実施し、結果をFD委員会で検討し、報告している。平成 22 年度の結果については、平成 23 年度のカリキュラム及び授業内容に反映するよう努めている。

(5) 要望事項

授業評価アンケート、FDについては、今後もなお一層の努力を重ねることが望まれる。

第7章 入学者選抜等

(1) 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、アドミッション・ポリシーに基づき、社会人を含めた受験資格を有するすべての者に対して、公正な入学者選抜が実施されている。また、選抜方法、入学者定員の管理等も総合的に判断して適切である。

(4) 根拠理由

【項目7-1 入学者受入】

基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

教育の理念及び目的に照らして、心理系学部・学科出身以外の卒業生や社会人を対象に、臨床心理分野の高度専門職業人としての資質に関するアドミッション・ポリシーが設定されている。また、教育理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等については、ホームページ及び大学院パンフレット等に記載され公表されている。

さらに、入学者受け入れに関わる業務は、教員及び事務職員が連携をとって組織的・計画的に行われている。入学者の決定は、臨床心理学専攻会議の承認を得て、大学院人間科学研究科委員会及び大学院評議会で決定するなど責任体制が構築されている。

基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

入学者選抜には、一般選抜試験、社会人特別選抜試験がある。筆記試験（一般選抜試験：外国語及び専門科目、社会人特別選抜試験：専門科目）と口述試験によって行われ、特に口述試験においては、アドミッション・ポリシーに掲げる心理学的素養について試問を行っている。

基準 7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

入学者選抜に関する情報は、学生募集要項や大学ホームページ等により対外的に公表され、入学資格を有するすべての者に対して、入学者選抜を受ける公平な機会が等しく確保されている。また、自校出身者に対する優遇措置は設定されていない。入学者に占める自校出身者の割合は、平成19年度から平成23年度の5年間平均で17.6%であり、広く門戸が開かれている。

基準 7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル1）。

選抜試験については、筆記試験と口述試験によって行い、的確かつ客観的に評価する合格基準を設けている。

社会人入試については受験資格を定め、入学試験科目は外国語科目（英語）が免除され、専門科目と口述試験を合わせて総合評価している。

口述試験においては、特に臨床心理士として求められる人間関係能力の素養・資質の適否について2人以上の教員が合同で面接し、臨床心理学専攻会議で最終的に合否が決定されている。

基準 7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル2）。

入学者選抜に当たっては、心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を持つ社会人や一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れ、専攻のアドミッション・ポリシーに基づき、多様な経験を有する者を入学させるよう努めている。平成19年度から平成23年度の5年間に入学した社会人入学生の割合は35.8%、他学部出身者の割合は26.3%であり、多様な経験を有する者の入学を積極的に行っている。

【項目 7-2 収容定員と在籍者数】

基準 7-2-1

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないようにすること（レベル 1）。

1 学年の入学定員 20 名（収容定員 40 名）に対して、平成 20 年度から平成 23 年度の在籍者数はいずれも収容定員の 110% を超えて在籍したことはない。収容定員に比べて適正な在籍者数が維持されている。

基準 7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル 2）。

1 学年の入学定員 20 名（収容定員 40 名）に対して、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間の在籍者数はいずれも入学定員を下回ったことはない。入学定員に比べて適正な入学者数となるよう努めている。

（5）要望事項

受験生の臨床心理士としての素養をより適正に判断するために、受験生一人当たりに対する面接時間の延長及び面接教員の人数を増やす等、受験生の資質を見極める口述試験のあり方について、今後もより一層の工夫・検討が望まれる。

第8章 教員組織

(1) 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

研究者教員、実務家教員すべてが臨床心理士の有資格者であり、研究と実践の経験を持つ教員が配置されている。

(3) 第8章全体の状況

当該章の基準すべてを満たしており、臨床心理士養成に必要なかつ適切な教員組織を有している。また、臨床活動への配慮、教育・研究上の補助者の配置、サバティカル制度の設置など、専任教員に対するサポート体制が整っている。

(4) 根拠理由

【項目8-1 教員の資格と評価】

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル1）。

開設された授業科目に必要な教員が配置されており、専任教員の1/2以上が教授である（7名中5名）。また、開設科目35科目についても、2名（うち1名が精神科医）を除きすべてを臨床心理士有資格教員が担当している。

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル1）。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

専任教員は専攻分野に関する教育・研究上優れた業績を有している。また、専任教員すべてが臨床心理士有資格者であり、豊かな臨床経験や心理療法及び心理査定に関する高い技術・技能を有している。これら教員の教育活動、研究活動、学外における公的活動や社会貢献活動については、大学ホームページで公表されている。また、実務家教員の採用に当たっては、教育、福祉、医療、保健領域における経験豊富な教員を採用している。なお、

本専攻教員7名のうち、学内の人間科学部心理学科の数に参入する専任教員は2名であり、その範囲は基準を超えていない。

【項目8-2 専任教員の担当授業科目の比率】

基準8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル1）。

必修科目21科目すべてにおいて専任教授、准教授が配置されており、専任配置率は100%である。

【項目8-3 教員の教育研究環境】

基準8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられるように努めていること（レベル2）。

各教員の授業担当については、現在（平成23年度）負担超過している教員が2名存在しているが、これは学部改組に伴い、新旧の2つのカリキュラムが一時的に存在しているためである。この担当については次年度以降解消される予定である。

基準8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル1）。

各教員は、様々な臨床現場で心理臨床活動を実践している。また、教授や准教授の選考基準においても、専門上の実務経験を評価するような基準が明確に規定されている。

基準8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

平成12年度からサバティカル制度が設けられ、在職3年を超える教員が教育、大学運営等の通常業務を一定期間免除され、自主的研究活動を行うことができるようになっている。

基準 8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

学内実習施設である心理教育相談センターに非常勤相談員（臨床心理士有資格者）が雇用されており、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助を行っている。

（5）改善が望ましい点

専任教員 7 名のうち 2 名は、学内の人間科学部心理学科の専任教員の数に算入する者であり、平成 25 年度までの経過措置（専門職大学院設置基準平成 15 年文部科学省令第 16 号附則第 2 項）による任用である。したがって、この面における学部との兼任教員の補完人事に関する対応を求めたい。

（6）要望事項

- ①専任教員 7 名のうち実務家教員が 2 名と比較的少数であり、実習の充実を図る上で、教員組織を整備することが望ましい。
- ②サバティカル制度の活用に向けて前向きに取り組むことが望まれる。

第9章 管理運営等

(1) 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第9章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、財政面を含めて、臨床心理士養成に必要な管理・運営体制を有している。また、自己点検評価や情報公開についても適切に行われている。

(4) 根拠理由

【項目9-1 管理運営の独自性】

基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること(レベル1)。

本専攻の運営に関する重要事項を審議する会議は、帝塚山学院大学大学院臨床心理学専攻会議である。この会議においては、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜など、学務に関する重要事項が審議されている。また、教員の人事の他、大学院全体の運営に関する重要事項については、帝塚山学院大学大学院評議会、同大学院研究科委員会において審議されている。

基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること(レベル1)。

管理運営を行うための事務体制は適切に整備され、各事務分掌は規定により明確に定められている。また、専門職大学院係をはじめ各担当職員が配置されている。

基準9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること(レベル1)。

各教員に対する研究経費、学生への教育活動実施のための費用(学外スーパーヴィジョ

ンのための費用も含む)、心理教育相談センターの運営にかかわる費用等、教育活動等を適切に実施するための経費が確保されている。また、心理教育相談センターにおける相談料収入については、一部が研究活動等の維持、教育の質の向上を図ることを目的として使用することができるシステムが整っている。

【項目 9-2 自己点検評価】

基準 9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル 1）。

自己点検評価は法令に基づき毎年実施されている。自己点検評価に向けては、自己点検・評価委員会が中心となる。臨床心理学専攻を含む人間科学研究科は、平成 22 年度に財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、認定の評価を受け、その結果をホームページにて公表している。

基準 9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル 1）。

自己点検評価は規定によって定められた構成委員によって審議されている。大学院については、FD委員会が中心となって評価項目等を設定し、適切な自己点検評価が行われている。結果については、専攻会議、大学院研究科委員会、大学院評議会に報告されている。

基準 9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル 1）。

自己点検評価の結果を踏まえて、FD委員会で次年度の年度計画が策定されるなど、改善に活かされている。FD委員会は月 1 回開催されており、学生へのアンケートなどを踏まえ、改善に向けた取り組みを行っている。

基準 9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル 2）。

平成 22 年度に財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、認定の評価を受けている。また大学院の第三者による検証については、外部委員による評価委員会を発足させ、検証を行う取り組みを始めている。

【項目 9-3 情報の公示】

基準 9-3-1

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル 1）。

教育活動等の状況については、ホームページや紀要により広く社会に対して積極的な情報提供を行っている。

基準 9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル 1）。

教育活動等に関する重要事項については大学ホームページ等で公表している。

【項目 9-4 情報の保管】

基準 9-4-1

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル 1）。

自己点検評価や教育活動等に関する文書、その根拠資料等については、関係部署（大学院事務室や企画室）が調査、収集を行い、規定により適切な形で保管されている。

（5）要望事項

①教育内容や教育方法の改善措置に関する文書については、大学院事務課で閲覧可能ではあるが、今後大学ホームページ等での公表が望まれる。

②修了者の臨床心理士資格試験の各年度合格状況については、大学ホームページ等で公表することが望まれる。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

(1) 評価

第 10 章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第 10 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成に必要な施設、設備及び図書館等が備えられている。

(4) 根拠理由

【項目 10-1 施設の整備】

基準 10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル 1）。

教室、演習室、実習室は人数や授業内容に応じて整備されている。

専攻の専任教員には個人研究室が各自 1 室、非常勤教員には共同で利用する教員室を配置しており、授業等の準備を行うスペースが確保されている。また教員研究室や談話室など、教員と学生が十分に面談できるスペースも備えられている。さらに、心理教育相談センターや大学院運営に当たる大学院事務課などに事務職員が配置されており、十分かつ適切に職務を行うための施設が確保されている。

また、学生のための自習室 2 室が備えられている。図書館に大学院生専用のスペースを確保し、開館時間を延長する等、学生の要望に合わせるよう努めている。

【項目 10-2 設備及び機器の整備】

基準 10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル 1）。

教員研究室、学生用学習・研究室、大学院生談話室には、PC や複写機等の情報機器、シュレッダーや保管庫など教員の教育・研究及び学生の学習等を効果的に進めるために必要な機器・設備が設置されている。また大学院生談話室には、希望に応じて貸出が可能な

心理検査が各種揃えられている。

【項目 10-3 図書館の整備】

基準 10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

図書の管理には大学院専門図書委員会に専攻の専任教員が参画し、司書も複数名配置されている。また、心理学関係の図書及び雑誌類は、教員による教育・研究及び学生の学習に必要な冊数が所蔵されており、学生の学習支援に必要な態勢が整えられている。

図書館の蔵書検索等はインターネットを介して学外からでもアクセスできるシステムが構築されており、教員による教育・研究及び学生の学習効果を上げる設備を有している。

(5) 要望事項

心理検査用具等については、より一層の充実が望まれる。

(資料) 帝塚山学院大学大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 名称 帝塚山学院大学大学院 人間科学研究科 臨床心理学専攻
(専門職学位課程)
- (2) 所在地 〒590-0113 大阪府堺市南区晴美台4丁2番2号
- (3) 開設年月 平成19年4月
- (4) 教員数(平成23年5月1日現在)
- | | | | | | |
|----|----|-----|----|-----------|-----------|
| 教授 | 5名 | 准教授 | 1名 | 専任講師 | 1名(みなし教員) |
| 助教 | 0名 | その他 | 4名 | 臨床心理士有資格者 | 11名 |
- (5) 学生数(平成23年5月1日現在)
- | | |
|------|--------------------|
| 収容定員 | 40名 |
| 在籍者数 | 43名(1年次20名 2年次23名) |

2 特徴

(1) 沿革

帝塚山学院は、平成15年4月に、本学の『「力の人」を育てる』という建学の精神に基づいて、人間の心の健康、新しい文化創造に寄与する専門的知識と能力を兼ね備え、グローバルな実社会で実践的に活躍し得る高度な専門職業人の養成を目的とする、人間科学研究科人間科学専攻(修士課程)を設置し、開設当初より、特に現代社会の深刻な問題である心の問題にかかわる心理臨床の現場で必要とされる実務的な能力を身につけた人材養成に重きを置き教育・研究を行ってきた。

平成17年4月1日に臨床心理士養成に直結した専門職学位課程が、平成15年4月1日より施行された学校教育法第99条第2項に基づき九州大学大学院人間環境学府 実践臨床心理学専攻【専門職学位課程】の創設、同時に財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士資格審査規定第8条第1項の「三」に基づき、高度専門職業人養成に資する大学院専門職学位課程の実践システムの展開を確実に担保する計画がすすめられたことにより、本大学院は臨床心理分野の高度専門職業人の育成という、高等教育機関への社会の要請と、本学大学院生の一層の専門的、かつ実践的な教育および指導を求める要望を受けて、「臨床心理学専攻」の専門職学位課程を創設した。

(2) 教育の理念・目的における特徴

本学臨床心理学専攻の教育理念は、さまざまな「心の問題」に対して、高度な専門的知識と豊かな心理臨床的経験と実践力を備え、かつ倫理性を十分にわきまえた質の高い「臨床心理分野の高度専門職業人」を育成するところにある。

質の高い「臨床心理士」養成に関する専門教育の理念の具体化は個々の実務体験教育の重視と関連指導教員の一体となったコミットメントの中に導き出され、これは、心理臨床の実務の多様な実態と理論的考究との有機的関連性を十分に踏まえた教育である。

(3) 教育内容における特徴

本学臨床心理学専攻の教育は、授業科目の授業、その他の教育課程によって行い、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、実践活動または双方向あるいは他方向に行われる討論、質疑応答その他適切な方法により授業を行う。

教育課程は、臨床心理学の全体像をわれわれの目指す心の実践科学の実態を広く理解できるように、「演習」と「実習」科目を置き、実践的な技能の基礎的な学習を行う「臨床心理学基幹科目」(必修：20 単位)、基幹科目の履修を前提にその具体的実践化が展開される「臨床心理展開科目」(必修：22 単位)、高度専門職業人(臨床心理士)が身につけなければならない専門技法とその熟達、理論化に資するための科目「臨床心理選択科目(特修科目を含む)」(選択必修：10 単位)の3群にわけて、臨床心理士としての実務に必要な専門的技術・手法を養成できるようにしている。

(4) 教育方法における特徴

本専攻では教育目標・教育目的をより高いレベルで達成することを目的に、専攻内にFD推進委員会を設置し、専任教員全員で月1回、カリキュラム・教育方法・FDのあり方について検討している。

入学時、進級時、修了時に学生のディベロップメントアンケート(以下FDアンケートという)を実施し、アンケート結果に基づいて教育内容の検討を専任教員全員で行っている。

また、九州大学大学院と鹿児島大学大学院が共同で行った「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の「臨床心理実習における客観的評価方法の構築」を参考とし、臨床心理実習における評価方法の検討をすすめ、学生への適切な評価方法の構築に努めている。

(5) 社会貢献等における特徴

① 大学院附属心理教育相談センター

臨床心理実習の实地訓練の場となっている心理教育相談センターには、年間約2,100件以上の一般市民の方からの利用がある。近隣の小・中学校・高等学校や、病院からの紹介ケースも多く、不登校児童への心の支援や発達障害が疑われる児童・生徒の検査などに来談される場合も多い。近隣の学校現場の教員の方にとっては、本学心理教育相談センターの活動に期待が寄せられている。

② 堺市こども電話相談事業

堺市が実施している「子ども電話相談」事業を受託し、子どもの教育について、市民(子ども自身や保護者、関係者)からの電話による相談に応じ、地域に貢献している。

相談担当者に対してはスーパーヴァイズを実施し、委託事業者である堺市教育委員会との定例的な事例会議や業務遂行に必要な連絡会議を実施して事業の向上に努めている。

③ 「公開カウンセリング講座」の実施

臨床心理士を目指している方々、カウンセリングや生徒指導に関心のある教員、子どもや家族の悩みを抱える一般の方々に向けて開かれた公開講座を、年一回開催している。講師には本学大学院の専任教員をはじめ、臨床心理学界の第一人者の先生方を迎え、毎回さまざまなテーマを取り上げて、本学大学院生も積極的に

参加し、幅広く専門的知識を学ぶ場となっている。講師となる教員にとっては、自己研鑽の場となっている。この内容は、毎年一冊の本にまとめられて、一般に公表されている。

④ NPO法人大学院連合メンタルヘルスセンターの開設

働く人たちにとって、メンタルヘルス問題は深刻化し、企業・団体においては、緊急課題となっている。このような状況を踏まえ、働く人たちの支援を行う臨床心理士の養成に注目してきた 3 大学院（関西福祉科学大学大学院・帝塚山大学大学院・帝塚山学院大学大学院）は産業現場での支援活動をさらに充実・発展させることを目的に平成 21(2009)年 5 月本メンタルヘルスセンターを開設し、開設資金等の応分の負担を通じた臨床心理士や資格取得を目指す大学院生の研修の場を提供すると同時に本学大学院生の学習の場となっている。

⑤ ロールシャッハ学会の開催

平成 22 年度ロールシャッハ学会第 14 回全国大会を開催し、ワークショップ、研究発表、シンポジウム「ロールシャッハ・テストを臨床にどう生かすか」に学生も参加し、全国の同学会の関係者と心理臨床の実践活動の実態と、とりわけロールシャッハ研究の現況を学ぶ機会を得た。

II 専門職大学院の目的

- 1 本専攻は、『さまざまな「心の問題」に対して、高度な専門的知識と豊かな心理臨床的経験と実践力を備え、かつ倫理性を十分にわきまえた質の高い「臨床心理分野の高度専門職業人の養成』を目的としている。
- 2 本専攻では、この目的を達成するため、人材育成に以下の目標を設定している。
 - 児童、生徒の心の問題に関わる人間教育や発達学的視座も十分にふまえた、スクールカウンセラーの専門的立場から活躍できる人材の養成。
 - 医療・保健現場で心理相談や心理アセスメントの修熟を前提として活躍できる実践力を身につけた人材の育成。
 - 被害者支援のための専門的援助者として活躍できる人材の育成。
 - 産業労働界でのメンタルヘルスに関わる実践経験豊かな専門の臨床心理士として活躍できる人材の養成。
 - 地域住民に対する心理援助活動のリーダーとして各種専門家とのコラボレーションを踏まえ、各種組織の活性化を図ることのできる人材の育成。
- 3 教育目的を実現するため、以下に示すアドミッション・ポリシーのもと、一定の臨床心理学的実務経験を有する社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も積極的に受入れている。

[アドミッション・ポリシー]

- ① 幅広い教養と向上心を常に持ち、厳しい心理臨床の修練を乗り越えていく力があること。

- ② 社会人としての良識と対人援助を行う専門家としての倫理意識が高いこと。
- ③ 人間に対する深い関心と理解力を持ち、安定した思考力と対人関係能力を維持できること。
- ④ 臨床心理学の実践活動家としての高度専門職業人（臨床心理士）を目指す明確な意欲があること。

4 教育目的を達成するために、以下の取り組みを行っている。

- カリキュラムには実習・演習科目を多く設け、本学「臨床心理学専攻」の実践的能力養成という教育目標を実現するための指導体制を整えている。
- 高度な心理臨床に関する専門技法の修練・熟達と、理論的な深化をはかる臨床実践事例特修科目、臨床実践技能特修科目を配置している。
- 職業倫理・義務に配慮した教育環境を確保するために、特に関連教育研修機関とのグループカンファレンスを設ける。
- 実習施設は、本学大学院附属の心理教育相談センターの施設をはじめ学外協力機関としての教育研究所、教育センター、各・小、中、高等学校等、福祉施設、病院、保健センター、司法・矯正等の現場における実習体験を行い、実務家教員の指導および現場の臨床心理士による具体的・実践的な少人数による決め細やかな実習を行う。
- 事例研究のためには積極的に他大学の大学院または研究所等において当該テーマにふさわしい助言等を受けることができる開かれた教育・訓練体制の構築に努めている。
- 他大学(大阪府立大学大学院 人間社会学研究科 人間科学専攻)との合同研究会を開催し、ワークショップ、事例研究発表、ケースカンファレンスを合同で行い、深い専門的知識の享受と実践的な訓練を集中的に行う学習の場を設けている。
- 修了生による心理臨床研究会に教員が積極的に参加し、臨床心理士の質の向上に向けて、助言・指導を行い、修了生のフォローアップに努めている。

《添付資料8：心理臨床研究会会報》